

上尾市子ども家庭総合支援センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第19号

上尾市子ども家庭総合支援センター設置規則の一部を改正する規則

上尾市子ども家庭総合支援センター設置規則（令和3年上尾市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項のことも家庭センターの運営に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。